

平成22年度カーボンフットプリント試行事業
第3回カーボンフットプリント・ルール検討委員会

議事要旨（案）

日時： 平成22年6月18日（金）16：00～18：00

会場： 航空会館 7階 大ホール

●出席者

稲葉委員長、平尾副委員長、玄地委員、齋藤委員、須田委員、辰巳委員
（出席6名、欠席1名）

●議題

1. 基本ルールの改定案の検討
2. 広範囲PCRの策定と試行について
3. 今後の予定

●議事概要

- ・ 議題1. について、基本ルール改定案（ドラフト）について検討が行われた。今後は、本日の検討結果を踏まえ、事務局が基本ルール改定案の修正を行い、委員長の承認を経て、基本ルール改定案に対する意見公募を実施する。
- ・ 議題2. について、検討・審議が行われた。広範囲PCRについては、検討の進め方を見直し、その結果について次回の委員会で報告する。

（1）資料4（カーボンフットプリント制度の在り方（指針））について

（下線はドラフト版からの要修正点または要検討点を表す。）

- 「流通」は、物流から販売まで含まれている概念であるため、「流通・販売段階」を「流通段階」へと変更する（Page.4, 6, 8, 9）。
- 表の「プロセス名」は、ライフサイクル段階を表しているため、「ライフサイクル段階」へと変更する（Page.5）。
- 廃棄・リサイクル段階の算定は、リサイクルの準備段階までを使用済み製品の廃棄・リサイクル段階に計上することとするため、「リサイクル時」を「リサイクルの前処理時」へと変更する（Page.5）
- 一次データの収集を「原則」から「ライフサイクル全体に対する寄与度が高いプロセスについては基本」として、その他への二次データの利用も認める（Page.5）。
- 流通段階の販売プロセスについては、適切な算定方法が整備されていないため、その整備が望まれる旨を追記する（Page.6.）。
- 「ラベルの表示位置、サイズ」は規程（カーボンフットプリントマーク等の仕様）にて定め

るため、指針からは削除する（Page.7）。

- 試行期間における当面の措置については、枠囲いにより本文と分けて記載する。枠囲いの記述については試行における暫定措置であることがわかるよう追記する。（Page.8）
- 販売プロセスの算定・表示について、適切な原単位が整備されるまでの間、販売段階を算定・表示に含まない（Page.8）。
- 「表示」「開示」に関する記述表現を修正する（Page.10）。
- 多様な表示方法を試験的に認め、うち比較に関する条件については別途検討する旨を追記する（Page.10）。
- 数値の比較についての注意事項を明確にする（Page.12）
- カーボンフットプリントの検証方法については、これまでの試行事業によって実施されてきた点を、より明解に記載する（Page.13）。あわせて、カーボンフットプリントの検証を受けた場合の有効期間は試行事業の終了までとする。
- 試行事業間中の措置として、検証を受けたカーボンフットプリントの取り扱いについて追記する（Page.13）。なお、PCRの改訂により、改訂前PCRと改訂後PCRによるカーボンフットプリントが混在することが予想されるため、運用面の措置として、どのPCRで検証を受けたのかを明確にすることが望まれる。

(2) 資料5（カーボンフットプリント制度 商品種別算定基準（PCR）策定基準）について
（下線はドラフト版からの要修正点または要検討点を表す。）

- PCR原案策定時には、カーボンフットプリントの簡易計算による事前評価を行う旨を共通基準の柱書に追記する（Page.3）。ここで、その表現には「必ず」とあるが、事前評価しなくても資本財の扱いやシナリオ設定などについて適切な検討が可能な場合があるため（PCRの改訂や類似PCRの策定など）、「必ず」は削除することとする。また、文章に「寄与度の高いことが明らか」とも記載されており、「必ず」を削除しても齟齬は生じない。
- 一次データ収集の考え方を、ライフサイクル全体に対する寄与度が高いプロセスを基本とする旨に変更する（Page.3）。
- 記載内容に基づき、「リサイクル基準」を「リサイクルの取扱基準」へ変更する（Page.3）。ここで、本文の記載については、一段落の全てが一文となっているため、文章を区切って複数の文とし、読みやすいように修正することとする。
また、なお書き以下に、カーボンフットプリント制度で取り扱う廃棄・リサイクル段階の範囲と、廃棄物処理法に基づく廃棄物の範囲とは異なる旨を注意事項として追記する（Page.4）。
- リユース基準のリユース効果についての記載を削除する（Page.4）
- カットオフ基準について記述を修正し、割り戻しを行うことを追記する（Page.4, 6, 7, 8, 9）。これに対して、プロセスのカットオフの割り戻しについては現実的には難しいとの指摘があり（例えば、生産段階におけるある工程をカットオフした場合の割り戻しなど）、共通基準のカットオフ基準（Page. 4）と原材料調達段階以外の割り戻しの修正文については、委員長預かりとし、関係者間で議論を重ねた後、次回の委員会で示すこととする。
- 一般的に比較対象となる製品は、同一のPCRで扱うこととする旨を追記する（Page.5）。
- 流通・販売段階を流通販売段階へと変更する（Page.5, 6）。

- 使用・維持管理段階において、エネルギーを使用せず、想定される利用方法が多岐にわたる商品については、個別のPCRでその扱いを定める旨を追記する（Page.5）。
- 廃棄・リサイクル段階の算定は、リサイクル準備段階までを廃棄・リサイクル段階に計上することとするため、「リサイクル材」の文言を変更する（Page.8, 9）。ただし、ドラフト版の「リサイクル前処理品」の表現は見直し、修正を行う。
- 共通原単位データベースおよびPCRに掲載されていない二次データについては、試行事業事務局が「参考データ」として提供することを想定した文章を追記する（Page.9）
- 「ラベルの表示形式、位置、サイズ」は規程（カーボンフットプリントマーク等の仕様）にて定めるため、PCR策定基準からは削除する（Page.10）。
- 消費者や事業者を受け入れられる表示方法の検討のため、当面は多様な表示方法を試験的に認める旨を追記する（Page.10）。

（3）広範囲PCRの策定と試行について

広範囲PCRの策定と試行については、以下のような意見が出された。

- 広範囲PCRの原案は、基本ルールの改定を前提とした内容を含むため、意見公募を行うのは基本ルールの改定が終わるまで待つべきではないか。
- 広範囲PCRを用いた場合、簡易計算による事前評価を行って寄与度の高い点を明らかにするのは難しいかもしれない。
- 「エネルギー使用型製品」にのみ「消耗品・交換品」があるが、「エネルギー非使用型製品」についても存在するケースがあるのではないか。
- 広範囲PCRの原案は、ルール検討委員会で策定するのではなく、事務局側で策定して、PCR認定委員会に諮るべき。また、試験的な取り組みであるため、その位置づけや扱い方について、より詳しい説明が必要ではないか。

検討の結果、広範囲PCRについては、検討の進め方を見直し、その結果について次回の委員会で報告することとされた。

以 上